

不撓不屈

撓

氏は大正十五年一月十七日、森恒三の○男として広島県広島市に生れた。

昭和十九年京都大学理学部物理学科に入学、湯川秀樹博士に素粒子論について師事した。とともに^ト在学中はもとより、卒業後も原子力問題や核廃絶問題についても薫陶を受け、その後の氏の原子力による人類の恒久平和を願う思想の礎を築くこととなった。

昭和二十三年中央公論社に入社、氏の数々の卓抜なアイデアは正義感に満ちた筆致とともに終戦後までもない日本のオピニオンリーダー誌上に大いに新鮮味とバイタリティ^トをあたえたといわれる。

昭和三十一年四月、請われて電源開発（株）に入社、五月には橋本清之助氏の提唱により産業界の総意をもって設立された（社）日本原子力産業会議に出向となる。以来氏は卓抜した先見性と企画力で同会議の組織の基盤作りから今日に至るまでその運営に主導的役割を果たしている。

昭和四十年三月には、日本原子力産業会議における職に専心するべく電源開発（株）を依願退社し、昭和四十四年^月事務局長、昭和四十七年五月理事、昭和四十八年十二月常任理事、昭和五十三年五月には専務理事に就任し、国会、政府、学会その他との緊密な協力のもとにわが国の原子力平和利用開発の推進に貢献している。

この間、氏は昭和四十年原子力の安全性に関する調査、研究を効率的に実施し、原子力開発上最重要課題である安全性の問題を公平な立場で検討解明するための機関である^ト財団法人原子力安全研究協会の理事に就任、その活動が円滑に進むよう力を尽くしている。

また、原子力知識の普及と国民の原子力平和利用に関する合意形成を目的とする財団法人日本原子力文化振興財団の設立に尽力すると共に、昭和四

十八年理事、昭和五十一年副理事長に各々就任し、その普及啓発活動をより有効に推進することに大きく寄与した。

昭和四十七年四月には水産関係者との協力のもとに原子力発電所からの温排水の海産物への影響を研究し、さらに温排水の有効適正な利用方法の開発と啓蒙普及を行なう専門機関財団法人温水養魚開発協会を設立、自らも請われて常務理事に就任、その事業の推進に貢献している。

昭和五十年三月には、わが国の保障措置制度を充実させるため設立された財団法人核物質管理センターの理事に就任した。同センターは特に昭和五十二年、わが国が核兵器不拡散条約（NPT）を批准し、国内保障措置体制を確立してからは、核物質防護や核不拡散政策に関連する活動を中心に、政府を技術的に支援する中枢的機関として、その重要性は年々高まっている。昭和五十年には、発電所の取放水が漁場環境や海の生物に与える影響を科学的、体系的に調査研究する機関の必要性を認め、財団法人海洋生物環境研究所の設立にあたり、関係省庁の調整に主導的役割を果たし、昭和五十二年には自らも請われて理事に就任している。

昭和五十四年には、環境放射能の分析調査等を実施する財団法人日本分析センター評議員、また放射能の生物などへの影響に関する調査研究や放射線作業にかかわる被ばく線量の管理を行なう財団法人放射線影響協会理事に相次いで就任、各事業の促進に尽力している。昭和五十七年には、需要の高まる放射線取扱者の育成及び、RI関係機器、放射性同意元素の安全管理や運搬等を所掌する機関として財団法人放射線安全技术センター（昭和六十一年より原子力安全技术センターに改称）の設立に尽力するとともに自ら理事として業務の拡大に大きく寄与している。

これら主要な役務については、氏の豊富な原子力平和利用における経験と

見識によるところ大である。また同時に、政府、関係団体において各段階において設けられる各種委員会、検討会へも委員として参画し、種々の問題の解決に大きく貢献しているが、その詳細については、別添の履歴を参照されたい。

その他、「アジア人口開発協会」理事、「日本技術検査協会」顧問、「地球化学研究協会」理事等多様な分野においても氏の卓越した企画力は発揮され多大な貢献をしている。

原子力産業の拡充と基盤強化

原子力産業が健全に成長し、定着するためには、軽水炉の国産化はもとより運転技術・安全管理をはじめとした原子力関連技術の確立が肝要であることに早くから着目した氏は、これらの問題の解決のため、関係各方面を促して具体的方策の樹立に尽力した。中でも、燃料サイクル事業の確立、軽水炉の高度化、放射線利用の促進等には特に積極的に対処し、円滑なる解決に努力し、原子力関係メーカーの育成、発展に惜しみない熱意を払っている。

さらに、高度に成熟化してきた原子力産業がその位置に安住することは後

退を招くに等しいと深く認識した氏は、原子力産業の活性化について検討を行ない、昭和六十一年五月に「原子力産業の展望と基盤強化への課題」と題する提言を行なった。このなかで、氏は経済性向上による原子力発電規模の拡大の重要性と、燃料サイクル・新型炉開発を含めた総合的な産業基盤の強化をはかることの必要性を指摘し、二十一世紀へ向けて、その実現に資するよう鋭意努めてきた。

また昭和三十四年以来、毎年「原子力産業の実態調査」を実施し、わが国の原子力産業の経済的な実態を把握し、その問題点の分析を行なっているが、この調査結果は、原子力産業界から将来の活動・運営に指針を与えるものとして高く評価されている。

原子炉開発の推進

わが国の原子力発電開発は、米国からの原子炉を完成品として導入することとで開始されたが、原子力を少資源国である日本の自主エネルギーとして確立するため原子炉の国産化の推進が喫緊の課題であるとの観点から氏は、日本独自の技術による原子炉の開発に資するため、関係方面に働きかけ具体的方策の樹立に尽力した。

とくに軽水炉の改良標準化については従業員の被ばく低減、格納容器の大型化、機器・システムの改良、燃料や蒸気発生器の信頼性の向上、建設期間の短縮等について、検討を進め、常に卓抜非凡な見解を表明し、さらにこれを基礎として日本型軽水炉実現のため要望を行ない、これを国の施策

に反映させてきた。これにより日本の軽水炉は昭和五十年代後半から設備利用率が急上昇し七〇[％]を超え安定した高稼働実績を上げている。このことは世界中の耳目を集めるものであり昭和六十一年には原産年次大会に引き続き日本で軽水炉技術高度化に関する国際会議を開催するに^あ当たり、氏は自ら指揮し、会議を成功に導き、わが国の原子力技術の成熟を示した。さらに日本はウラン資源にも恵まれない所から、氏はその問題の打開にあたり、高速増殖炉（FBR）及び本格的プルトニウム利用をめざした新型転換炉（ATR）の開発が不可欠であることを深く認識し、その実現のため側面からの積極的協力を行なっている。特に研究開発に必要となる資金調達については、産業界の意見調達をはかり、「エネルギー国債等」による確保を提唱する等強力な支援を行なった。

原子燃料サイクル技術とその事業化の推進

日本の原子力開発の達成には、ウラン濃縮から廃棄物処分までの燃料サイクル技術とその事業の確立が大きな課題である。氏は原子力開発の当初から特にこの問題の重要性を深く認識し、各段階において卓抜たる先見性をもって原産内に各種懇談会を設け、調査・検討を実施し、さらに政府等関係者への提言・要望を行なってきた。

原子力による商業運転が開始される前の昭和三十九年^トにおいて^{すむに}、氏は使用済み燃料の再処理を行なう施設の必要性を訴え、また昭和四十五年^ナにはウラン濃縮問題懇談会においてウラン需要の見通しと濃縮事業の企業化についての問題点について検討し、その結果、ウラン濃縮工場の建設と自主開発を政府自民党に申し入れた。そのほか、燃料サイクル事業

を我が国自らの手で行なうべきという強固なる信念のもと、政府や民間等関係者の意見調整においても卓越した機動力と指導力をもってその実現へ向けて努力してきた。昭和五十一年五月には、燃料サイクルに関する産業界の考え方を政府の基本政策に^{反映}繁栄させ、その早期確立を促すため、原子力委員会「核燃料サイクル問題懇談会」席上、海外ウラン探鉱への成功払い融資制度の強化、国産ウラン濃縮工場の建設計画の促進、再処理と放射性廃棄物処理処分事業の官民役割分担の明確化といった燃料サイクルの推進方策について総合的視点からまとめた提言を行なった。氏のこの示唆に^とんだ提言により日本の燃料サイクル事業は大きく^その歩を進めることとなり、昭和五十五年には使用済み燃料の再処理とそれに関わる貯蔵と輸送、返還廃棄物の一時保管を行なう「日本原燃サービス（株）」が、そして昭和五十九年、ウラン濃縮と低レベル廃棄物の処分を行なう「日本原燃産業（株）」の設立の運びとなり大きく結実した。

燃料サイクルの帰結的問題点として、廃棄物の処理処分対策の確立がある。日本現年産業^の設立により、中・低レベル廃棄物の処分体制は整ったものの、再処理後の高レベル廃棄物についてはその取り扱いの困難さと半減期の長さからその対策が先送りとされる感あった。そのなかで氏は、昭和四十六年から昭和四十八年にかけて「核分裂生成物等総合対策懇談会」にて高レベル放射性廃棄物を短寿命^核各種群に分ける、いわゆる郡分裂や、放射性能自体の消滅処理するという放射能クローズシステム構想をつくりあげた。

また昭和六十年には高レベル廃棄物処分についてそれまでの廃棄物のマイナスイメージを百八十度発想転換し、有用金属をふくむ物質としてとらえ、その処分場も鉱山と考えるいわゆる「ジオトピア」構想を打ち出し、停滞

していた高レベル廃棄物処分対策を前進させる大きな礎を築いた。

立地問題の解決と電源地域振興整備

原子力開発には、その進展に伴う、立地問題の解決や地元理解を得るため電源地域の振興整備が重要な課題である。氏は、これに関する諸問題の打開にあたり、常に公平かつ共存共栄の精神にゆき^則つてその対応に特別^{特別法を定めて}委員会を設置、東海^{中部}の原子力地帯整備の促進に資するよう尽力した。

以来氏は卓抜たる先見性と企画力をもって立地地域の振興整備に関する調査・検討を継続している。中でも昭和四十五年七月と昭和五十九年二月には、原子力発電所が地域に経済的、社会的にどのような波及効果を与えるかについての調査に基づ^づく報告書を発表し、立地市町村振興の方向付けに多大な貢献を遂げている。また氏は、特に立地問題の解決のため地方自治体、水産界、消費者団体、労働組合等多岐にわたる関係者からの意見を求める場として原産内に「立地問題懇談会」を設け、その検討の結果を原子力政策に反映させるため、各階^段において関係省庁等に要望や提言を行ってきた。中でも昭和四十八年の「原子力開発地域整備促進法（仮称）制定」について要望を行なったことにより、政府もこの種の法整備の必要性について深く認識、翌昭和四十九年六月に通称電源三法（「発電用施設周辺地域整備法」「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」）の成立をみた。これにより当該立地市町村を核とした周辺地域の振興整備の推進と住民の福祉向上に大きく寄与し、さらに発電用施設の設置の円滑化を促進することとなった。

原子力地帯整備
昭和46年
原産内

放射線利用の推進と安全対策

氏は、放射線利用が多岐にわたる産業分野で大きな役割を果たし得ると考え、その研究開発初期段階の体制づくりにあたり、民間の意向を反映させるよう働きかけた。この努力が功を奏し、昭和三十九年放射線研究を総合的に行なうことを目的とした原研高崎研究所の設立において、産業界から研究者の参加を斡旋する等官民融和しての研究開発角体制作りを結実させることに貢献した。その後も氏は、高崎研究所の運営に側面から積極的に参画し、その事業の内容の充実に努めた。昭和三十一年から原産では、アイソトープ会議（昭和六十年より日本アイソトープ放射線総合会議）を二年毎に開催している。氏は、当初国内の医学・農学・工学・生物学等各分野のアイソトープ利用に関する研究成果発表と意見交換の場としてスタートした同会議を国際機関ならびに諸外国へ参加を呼びかけ国際会議としての地位を確立させた。また単に研究利用のみならず、政策的課題についても討論する場に拡充することに貢献した。この会議の開催を通じてアイソトープ産業利用の分野を格段に拡げ、国民生活にその便宜を深く浸透させた功績は大きい。また、こうした機会に放射線研究の国際協力の推進にも努めた。近年では途上国の放射線利用技術の普及のため、専門家の派遣や研究生の受け入れについても積極的に協力し、関係者からの高い信望を得ている。これらの放射線利用拡大への貢献により放射線を取り扱う従業員も増大してきた。彼らの健康を守り、安心して作業に従事してもらうための教育・訓練の場を設け資格認定制度を確立させることが緊要と考えた氏は、放射線障害防止法の改正や放射線障害補償体制の整備等について要望を行なった。これを受け、昭和五十二年放射線従事者中央登録センターが昭和五十五年には放射線安全技術センター（昭和六十一年より原子力安全

技術センターに改称）が設立され、爾来氏は、これらの活動が円滑に進められるよう側面から惜しみない協力を行なっている。

国際協力の推進

（原子力に関する相互交流の推進について）

原子力開発において、特に技術面、機器の供給、人材の養成等についての国際協力が重要な要素の一つである。日本原子力産業会議では昭和三十一年の「原子力産業視察団」をはじめ、各種調査団、視察団、国際会議参加代表団^等屋^や原子力専門家^等の派遣してきたが、これらの企画、編成については、氏の先見性と国際的視野に負うところが大きい。また他方海外から原子力関係の権威、専門家を招聘し、国際会議として昭和四十三年より「原産年次大会」、昭和三十一年年^{より}「日本アイソトープ会議」（昭和六十年より「日本アイソトープ放射線総合会議」に改称）を開催し、その規模の拡大と内容の充実に貢献し相互理解を深め、技術協力を推進した。

そのほかにも日米核エネルギー専門^化会議（昭和五十三年より）、日独核エネルギー^に専門家会議（昭和五十五年より）等関係各国との個別の意見交流にも力を尽くした。

これらの実績により昭和三十五年には、国際原子力機関（IAEA）により政府以外の民間団体として初めて諮問的地位が与えられている。氏は、同機関との情報及び人材交流に^{たいし}、積極的に協力し、日本の原子力開発における世界的地位の向上に大きく寄与している。

(ソ連との交流について)

氏は、特に原子力の平和利用開発において、米国と並ぶ原子力発電国であるソ連との交流が肝要との観点から、昭和四十八年六月、「訪ソ原子力視察団」を編成・派遣、氏も団員として参加した。これを皮切りに日ソの原子力に関する公式の交流が進むこととなり、昭和五十二年には、ソ連原子力利用国家委員会との民間協力協定に調印の実現に尽力した。その後協定に基づき日ソ間の共同研究の推進や技術協力の分野で大きな成果を挙げている。

特に昭和六十一年四月二十六日のチェルノブイリ原子力発電所の事故直後にはソ連政府からの情報が得られず、様々な憶測による混乱のなか、氏は一早くソ連原子力利用国家委員会に問い合わせ、四月三十日には同委員会セミョーノフ副議長から事故に関する初の公式情報を入手した。その後八月には日ソ協力代表者会議で訪ソ、事故に関する正確な情報の把握等、変わらぬ日ソ原子力交流関係の要として努めている。

(中国との協力について)

氏は、中国の原子力発電や放射線利用に関し隣人国でもあり、原子力については先進国の日本がそれらの分野の協力の積極的に当たるべきと考え、昭和五十五年三月の年次大会に初めて招いた中国代表との話し合いを端緒に、同年六月「放射線利用調査団」を派遣し、氏自らも参加した。その話し合いのなかで、中国が日本の原子力全般に渡り協力を希望していることを伝えられた氏は、急遽帰国し、総合的な話し合いを始めるための「原産訪中代表団」を早くも七月に編成、派遣した。さらに九月には中国からの代

表団を受け入れる等鋭意、着実に交流実績を挙げ、翌五十六年には、早くも「原子力平和利用分野における協力に関する覚書」に署名が行なわれ、^{（9）}日中原子力交流の礎を築いた。

さらに原子力の平和利用と国際協力に不可欠な核不拡散の^{（10）}考え方を中国に説明を行ない、ついにその熱意を以って中国が昭和五十九年一月に国際原子力機関へ加盟するという実りを得たものである。